

新宮市告示第 89 号

地方税法第20条の2の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、公示送達する。

令和 8年 8月 3日

新宮市長 上田 勝之

公 示 送 達 書		
下記の書類は、当市に保管してありますから、来庁の上、受領してください。		
送達を受けるべき者	氏名及び名称	西 弘
送達する書類名	差押調書（謄本） 配当計算書	
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		